令和8年度第2回環境審議会

資 料 4

素案(案)

# 「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策
## ～地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～
## 中間見直し

令和9年(2027年)4 月

茅ヶ崎市

# 目　次


## 第１章 「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策
## ～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～中間見直し

### １ 計画の基本的事項

（1）計画見直しの背景……1
（2）計画の理念・目的……2
（3）計画の対象範囲……3
（4）対象とする温室効果ガス……3
（5）計画の期間……3
（6）上位計画や関連計画との位置付け……4

### ２ 基準年度における温室効果ガスの排出状況

（1）基準年度……5
（2）温室効果ガス排出量の算定方法……5
（3）基準年度における温室効果ガス総排出状況及びエネルギー消費量……5
（4）令和7（2025）年度における温室効果ガス総排出状況及びエネルギー消費量……6
（5）一般廃棄物処理施設の温室効果ガス排出量……7

### ３ 温室効果ガスの総排出量及びエネルギー消費量の削減目標

（1）温室効果ガスの総排出量削減目標……7
（2）「省エネ法」を踏まえたエネルギー消費量削減目標……8
（3）関連する持続可能な開発目標（SDGs）……8

### ４ 削減目標達成に向けた取組

（1）削減目標達成に向けた5つの取組宣言……9
（2）削減目標達成に向けた推進体制……11

## 第２章 C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）を通じた計画の推進

### １ C-EMS の概要

（1）C-EMS とは……14
（2）活動方針……15
（3）目的と対象活動……16
（4）対象範囲……16
（5）推進体制……17
（6）年間スケジュール……19

**２ C-EMS の進め方**
（1）点検（Check） ..... 20
（2）見直し（Act） ..... 23
（3）計画（Plan） ..... 25
（4）実行（Do） ..... 27

**３ 優良な取組の水平展開**
表彰制度について ..... 30

**第３章 進捗状況の公表 .....31**

**参考資料**
用語集 ..... 参考-1
計画の改定履歴 .....参考-5

本文中の「*」マークは用語集に説明を記載しています。

# 第1章 「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策 ～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

## 1 計画の基本的事項

### （1）計画見直しの背景

地球温暖化をめぐる問題は、人類の存続をも脅かす局面に立たされています。

本計画の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs※1）」の考え方を踏まえ、生活・社会・経済及び自然環境等をめぐる様々な課題の解決に資するよう、温室効果ガス※2の削減目標を全庁で共有し、目標達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくことを定めています。そして、かけがえのない茅ヶ崎の環境を、そして地球の未来を守る行動を行っていきます。

本市では、平成 25（2013）年３月に「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画※3」を策定し、COOL CHOICE 宣言※4 に基づく賢い選択の促進や職員による省エネ行動の徹底等、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。また、本市独自の環境マネジメントシステムとして「C-EMS」（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム　詳細はP13を参照）と銘打ち、環境に関する目標を定め、これらの達成に向けて体制や手続等を整え運用してきました。

本市は、行政の主体として様々な事務事業を行う機関であると同時に、市域から排出される温室効果ガス排出量の約 3%を占める大規模な温室効果ガス排出事業者でもあります。その中で、令和 3（2021）年 4 月に、本市は寒川町と共同で気候非常事態宣言を表明し、住民や事業者、団体と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動※5 対策に取り組むことを宣言しました。また、同年４月に「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」に C-EMS を統合し、目標達成に向けてこれまで以上に効率的に取り組むことを目指すとともに、国内外の社会状況の変化に対応するために、「持続可能な開発目標（SDGs）」や気候変動への適応なども盛り込んだ、同年度を始期とする「「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」（以下「本計画」といいます。）」に改定し、進行管理を進めてきました。

今回の本計画の見直しは、令和 7（2025）年度に見直しをした「茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し」に伴うものであり、かつ現行の C-EMS の運用開始後５年を経過したことから、C-EMS の取組によって、職員には省エネ・省資源などの環境活動の意識の醸成や行動が一定程度定着してきました。令和 3（2021）年以降、国際的にも我が国においても、地球温暖化に関する取組や制度などが常に更新されており、その変化に合わせた内容にするとともに、平成 22（2010）年度から開始した C-EMS についても、現行の内容について見直しを図るものです。

## （2）計画の理念・目的

**「公共施設から進める、持続可能な未来づくり」**

市役所本庁舎をはじめ、小・中学校、体育館、文化、スポーツ、市民利用施設など、市民生活や地域活動を支える多くの公共施設があります。これらの施設は、市民の皆さまに必要な行政サービスを提供する大切な財産である一方、日々の運営に多くのエネルギーを必要とし、温室効果ガスを排出する要因にもなっています。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、こうした公共施設の在り方やエネルギーの使い方を根本から見直していく必要があります。これからの公共施設は、単に行政サービスを提供する場所であるだけでなく、エネルギーを効率的に使い、再生可能エネルギーを創り、地域の環境や防災にも貢献する施設へと変わっていくことが求められています。

そのため、まずは日々の施設運営における省エネルギーを徹底するとともに、照明や空調などの設備更新、再生可能エネルギー由来の電気への切替え、太陽光発電設備の導入などを進めること。また、公共施設の老朽化や更新時期を捉え、施設の長寿命化や再編と脱炭素化を一体的に進めることで、将来のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量を抑制していくことが重要となります。

公共施設は、脱炭素に取り組む姿勢を示す象徴的な施設として、小・中学校は、子どもたちが環境について学び、未来の行動につなげる場として、また、避難所等に指定された施設は、再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、災害時にも地域を支える拠点として、それぞれの施設が持つ役割を生かしながら脱炭素化を進めることが必要となります。

さらに、こうした取組を通じて、光熱水費などの維持管理経費の削減、施設の快適性や利便性の向上、災害対応力の強化など、環境面にとどまらない効果を生み出し、より質の高い行政サービスの提供につなげていきます。そして、本市が率先して変わる姿を市民、事業者の皆さまにお示しすることで、その取組を地域全体へと広げていくことが大切となります。

2050 年、私たちが目指すのは、温室効果ガスの排出が実質ゼロとなるだけでなく、公共施設が環境に配慮しながら市民の皆さまの暮らしを支え、地域の安全・安心や次世代の育成にも貢献している姿です。公共施設から始まる変革を通じて、環境と経済、利便性と安全性が調和した、持続可能な地域の未来を次世代へ引き継いでいきます。

**「脱炭素化に伴い目指す状態」**

| | |
|---|---|
| 環　境　面 | エネルギー消費量及び $CO_2$ 排出量が削減されている |
| 財　政　面 | 光熱水費・維持管理費が削減されている |
| 防　災　面 | 停電時の電源が確保されている |
| 教　育　面 | 学校を活用した環境学習が図られている |
| 市民サービス面 | 施設の快適性・利便性が向上している |

**「段階的に目指す公共施設の姿」**

①施設ごとに場当たり的に対応するのではなく、計画的に脱炭素化を進める運営

②公共施設の省エネ・創エネが進み、エネルギーを自ら管理する運営

③脱炭素が行政運営の基本として定着し、次世代に持続可能な公共施設を引き継ぐ

## （3）計画の対象範囲

本計画は、本市のすべての施設における事務事業とその事務事業に関わるすべての職員や教職員等の行動を対象とします。

対象範囲とする施設は、所管するすべての公共施設です。

## （4）対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第２条第３項において規定されている次の７種類とします。

ただし、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（$SF_6$）、三ふっ化窒素（$NF_3$）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

**調査の対象となる温室効果ガスの種類**

| ガス種類 | 人為的な発生源 |
|---|---|
| ① 二酸化炭素（$CO_2$） | 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 |
| ② メタン（$CH_4$） | 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。 |
| ③ 一酸化二窒素（$N_2O$） | 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。 |
| ④ ハイドロフルオロカーボン（HFCs）※6 | カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。 |
| ⑤ パーフルオロカーボン（PFCs） | 半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。 |
| ⑥ 六ふっ化硫黄（$SF_6$） | 電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。 |
| ⑦ 三ふっ化窒素（$NF_3$） | 半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングの使用により排出されるもの。 |

※非エネルギー起源の温室効果ガス排出量については、地域全体の廃棄物部門に係る排出量として「茅ヶ崎市環境基本計画」に包含された「区域施策編」で整理しているため、本編（事務事業編）では記載していません。

## （5）計画の期間

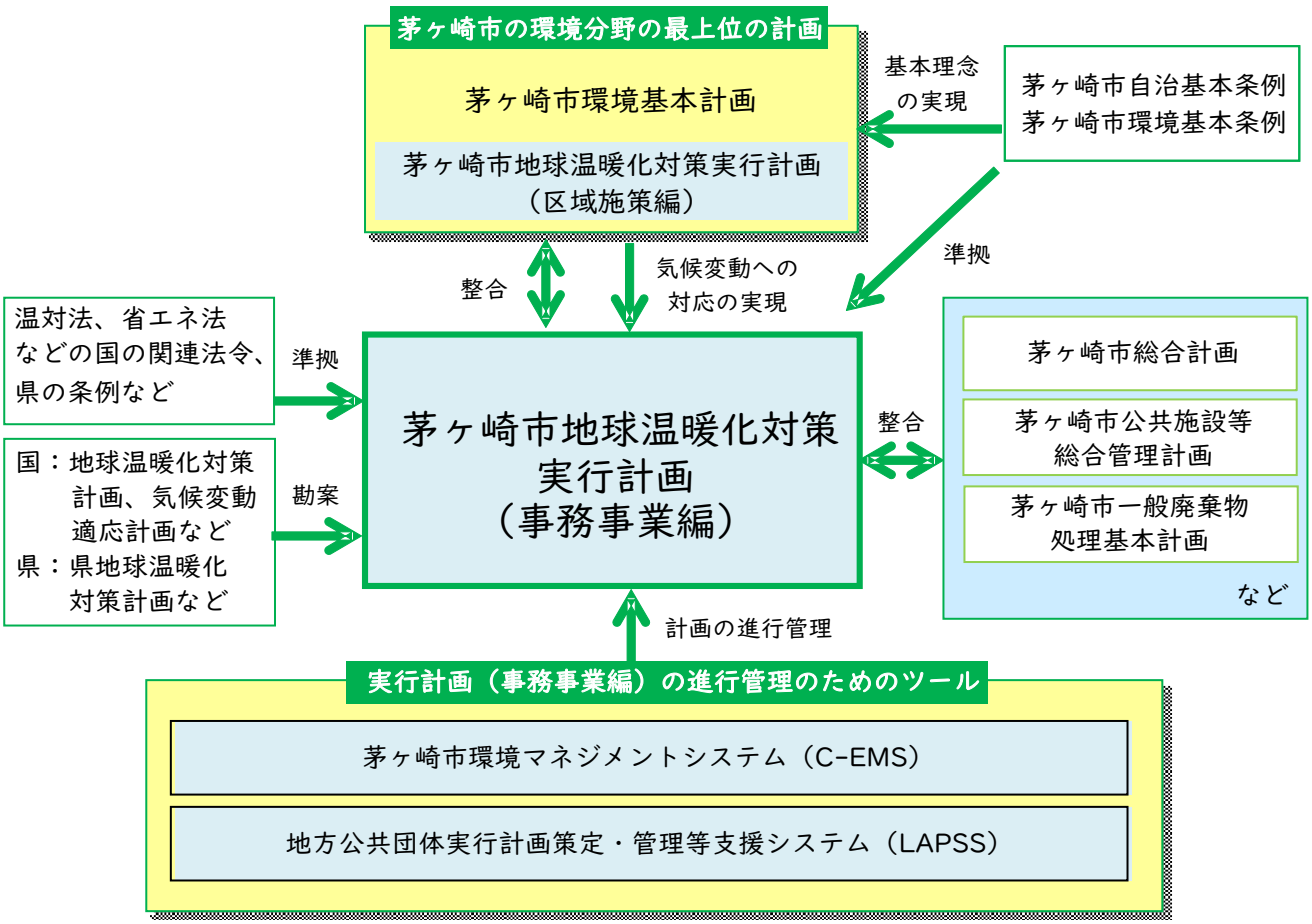
本計画の期間は、「茅ヶ崎市環境基本計画」（以下、「市環境基本計画」といいます。）の期間との整合を図るため、令和３（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とし、概ね ５ 年を目途に中間見直しを行うこととしておりました。今回の見直しは、令和７（2025）年度に行った「市環境基本計画」の中間見直しに伴う、実情に即した見直しを行うものです。

## （6）上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律※7（以下「温対法」といいます。）」第 21 条で地方公共団体に策定が義務づけられた法定計画です。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律※8（以下、「省エネ法」といいます。）」において、市は特定事業者としてエネルギー消費量の削減が義務付けられたことから、本計画は省エネルギー対策を推進する役割も併せ持つものとします。

本市の計画体系の中では、「茅ヶ崎市環境基本計画」で掲げる「気候変動への対応の実現」に係る施策等を具体化するための計画であり、目標達成に向けて関連計画と連携・整合を図りながら取組を推進するものとします。




◆関連計画との位置付け◆

## 2 基準年度における温室効果ガスの排出状況

### （1）基準年度

国の「地球温暖化対策実行計画」※9と整合を図り、基準年度は平成 25（2013）年度とします。

**基準年度：2013 年度**

### （2）温室効果ガス排出量の算定方法

ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、温対法施行令第 3 条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

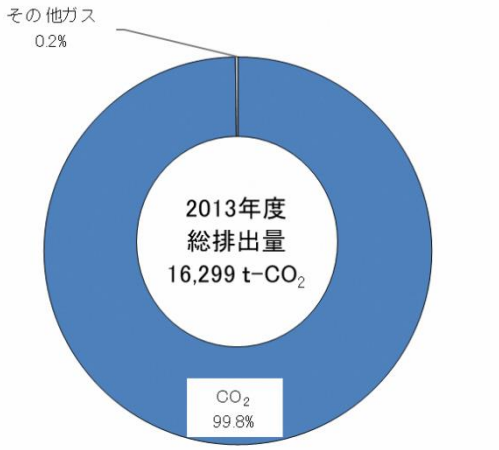
また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

### （3）基準年度における温室効果ガス総排出量及びエネルギー消費量

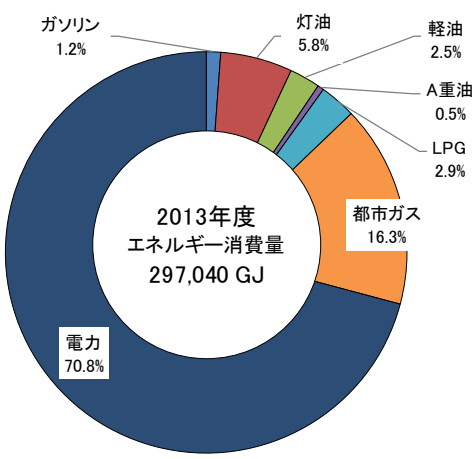
市の事務事業から排出される基準年度の温室効果ガス総排出量は、16,299 t－$CO_2$ で、温室効果ガス種別では、二酸化炭素（$CO_2$）が総排出量の 99.8 %を占めています。

また、エネルギー消費量は 297,040GJ となっており、エネルギー種別では電力が総消費量の 70.8%を占めています。

**温室効果ガス種別排出量**




**エネルギー消費量**

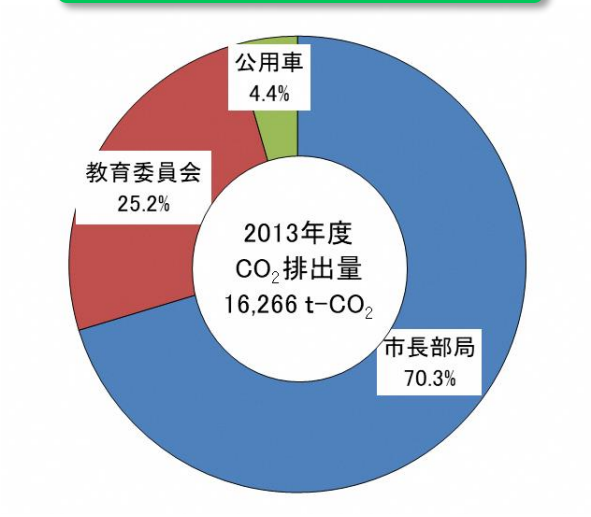



※小数点以下の四捨五入の関係により、項目の合計値が 100%ならない項目があります。

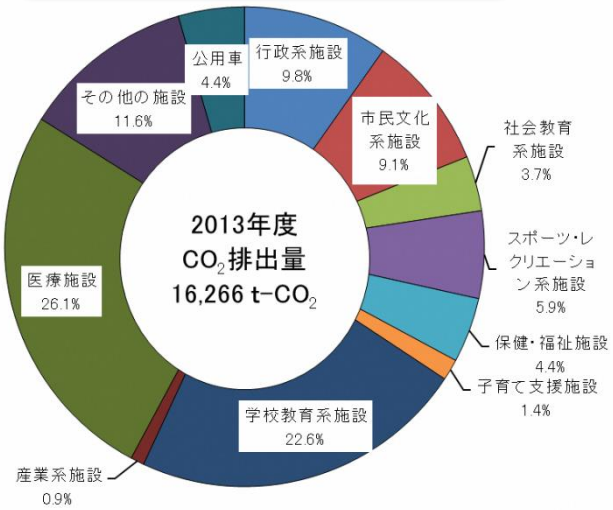
基準年度における実施機関別の温室効果ガス排出量割合は、「市長部局」が 70.3%、「教育委員会」が 25.2%、「公用車」が 4.4%となっています。

また、施設類型別の温室効果ガス排出量割合は、「医療施設」が 26.1%と最も多く、次いで「学校教育系施設」22.6%、「その他の施設」11.6%となっています。

温室効果ガス種別排出量




施設類型別温室効果ガス排出量



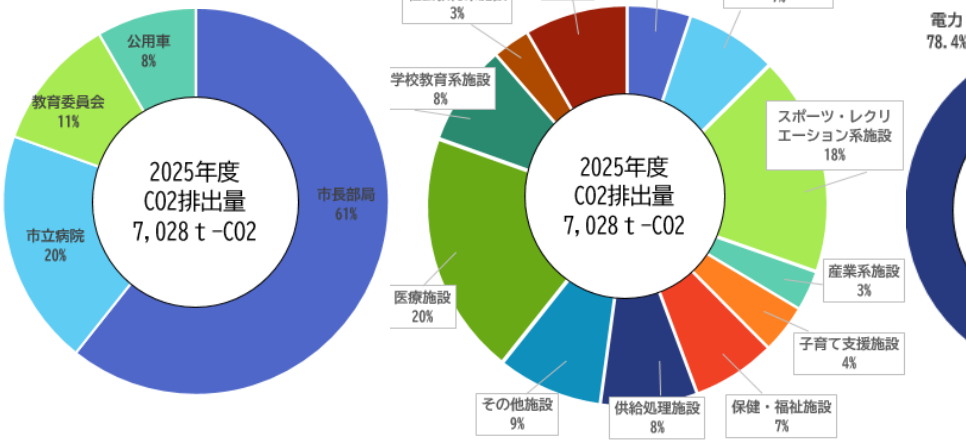

※小数点以下の四捨五入の関係により、
項目の合計値が 100%とならない項目があります。

## （4）令和 7(2025)年度における温室効果ガス総排出量及びエネルギー消費量

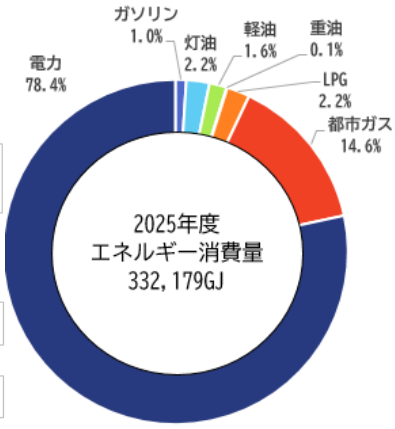
令和 7(2025)年度における実施機関別の温室効果ガス排出量割合は、「市長部局」が 61%、「市立病院」が 20%「教育委員会」が 11%、「公用車」が 8%となっています。また、施設類型別の温室効果ガス排出量割合は、「医療施設」が 20%と最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション施設」が 18%、「その他の施設」が 9%となっています。

令和 4（2022）年度以降、再生可能エネルギー100%電力の調達を推進しており、温室効果ガス排出量は減少しています。一方、エネルギー消費量は基準年度より増加している状況であり、電力の割合も基準年度時より多くなっています。

温室効果ガス排出量(実施機関別/施設類型別)




エネルギー消費量



### （5）一般廃棄物処理施設の温室効果ガス排出量

市の一般廃棄物処理施設から排出される基準年度の温室効果ガス排出量は、15,068 t-$CO_2$となっています。

## 3 温室効果ガス総排出量及びエネルギー消費量の削減目標

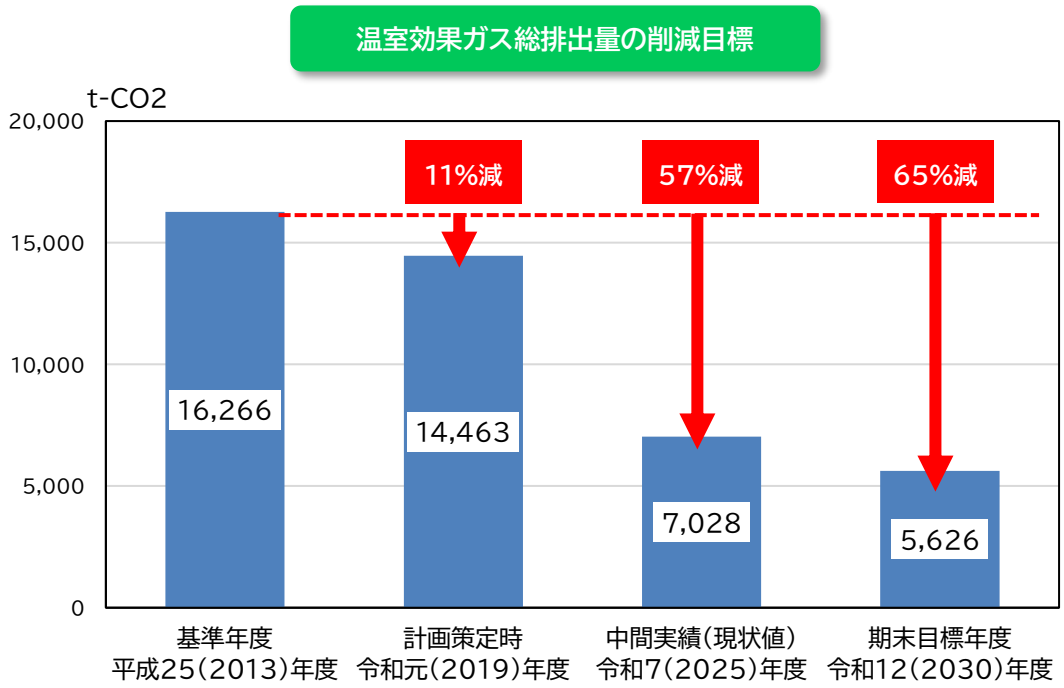
### （1）温室効果ガスの総排出量削減目標

本計画の計画目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減目標は令和 12（2030）年度までに、基準年度比で約 40%削減としていました。本見直しに際し、令和 7（2025）年度に行った「環境基本計画」の中間見直しや、国や県の動向を踏まえ、次のとおり見直します。

なお、一般廃棄物の焼却に伴う「ごみ由来」の温室効果ガス排出量は、市役所だけの努力で削減することは困難であること。また、非エネルギー起源は区域施策編の内容であり、「茅ヶ崎市環境基本計画」の中に包含していることから、本計画（事務事業編）における削減目標には見込んでいません。国や神奈川県の「地球温暖化対策計画※9」を踏まえ、削減目標を設定しています。

国及び神奈川県が上方修正した、それぞれ「政府実行計画」県「地球温暖化対策計画」（中期目標年度）を踏まえ、本市の現状に鑑みた期末目標年度削減目標。

**令和 12(2030)年度までに、基準年度比で約 65%削減**



## （2）「省エネ法」を踏まえたエネルギー消費量削減目標

省エネ法による要求を踏まえたエネルギー消費量の削減目標は、次のとおりです。

**毎年度、対前年度比で 1%以上削減**

## （3）関連する持続可能な開発目標（SDGs）

本計画の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、次に関連する SDGs を標記します。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。




**目標 3［ 健康、福祉 ］**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。




**目標 7［ エネルギー ］**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。




**目標 9［ インフラ、産業化、イノベーション ］**
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。




**目標 11［ 持続可能な都市 ］**
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。




**目標 12［ 持続可能な消費と生産 ］**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。




**目標 13［ 気候変動 ］**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。




**目標 14［ 海洋資源 ］**
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。




**目標 15［ 陸上資源 ］**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

出典：国際連合広報センターウェブサイト
持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組（外務省）

# 4 削減目標達成に向けた取組

## （1）削減目標達成に向けた5つの取組宣言

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、私たち茅ヶ崎市職員や小中学校の教職員等は、次の取組を実行することを宣言します。

### ❶ 職員や教職員等全員が省エネ行動を実践します

全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に「エコオフィス行動ルール」（P11～13）に基づく環境に配慮した行動を心掛け、事務事業及び職員、教職員自身の省エネに努めます。

### ❷ 物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択します

国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した物品や低公害車等の調達を進めるほか、温室効果ガスの排出量が少ない電気やガスを調達するなど、環境に配慮した物品、エネルギーの優先的な導入に努めます。

### ❸ 設置されている設備機器を効率よく運用します

適宜「省エネルギー診断」を活用し、エネルギーの削減ポテンシャルを見出すことにより、運用改善に向けた具体的な提案に対して実装することで、効率よく設備機器を運用します。

また、施設を所管する課かい等は、「施設における省エネ運用マニュアル」に基づき、保有の設備機器について管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することでエネルギー消費量の削減に努めます。

さらに、空調・照明・換気を利用する際など省エネにご協力いただくよう、施設利用者へ呼びかけます。

**● 設備機器の保守･管理の取組**

| 項目 | 取組内容の例 |
|---|---|
| 空調 | ･温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃<br>･室外機フィンの清掃 |
| 照明 | ･照明器具等の清掃<br>･照明器具の定期的な保守及び点検 |

**● 設備機器の運用改善の取組**

| 項目 | 取組内容の例 |
|---|---|
| 熱源 | ･冷温水出口温度の適正化<br>･熱源機の停止時間の電源遮断 |
| 空調 | ･空調機設備･熱源機の起動時刻の適正化<br>･空調設定温度･湿度の適正化<br>･全熱交換機（ロスナイ換気）※10 の活用 |
| 給湯等 | ･給湯温度の適正化<br>･節電モードへの切替 |

| | |
|---|---|
| 照明 | ・自然光の活用<br>・調光による照度の適正化 |
| その他 | ・施設利用者への空調、照明、換気利用の省エネ協力の声掛け<br>・省エネ診断や $CO_2$ 削減診断等の受診による運用改善<br>・エコチューニング事業※11 の活用による運用改善<br>・電気温水器の設定温度の適正化・夏季停止・節電モードへの切替<br>・便座の設定温度の適正化（夏季は電源をオフにするなど）<br>・支障のない範囲で換気ファンの間欠運転・換気量の適正化 |

## ❹ 施設・設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します

「茅ヶ崎市が保有する公共施設の再整備における一次エネルギー消費性能及び太陽光発電設備の設置に関する基本的な考え方」において、新築、改築及び棟別の増築工事にあたっては、ZEB Ready 以上の性能を目指すこととします。

施設や設備の更新時には、エネルギー消費量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備機器等の導入に努めます。

また、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の利用状況や老朽度を把握しながら、維持管理・更新・新設などのあり方について、全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営を実施していきます。

**● 施設・設備機器の更新の取組**

| 項目 | 取組内容の例 |
|---|---|
| 建物 | ・新築、改築時は ZEB（Net Zero Energy Building）※12 認証を取得<br>・太陽光発電設備、次世代太陽電池※13 の導入<br>・高断熱ガラス・二重サッシの導入<br>・屋上緑化、壁面緑化の推進<br>・全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営の実施<br>・BEMS（Building Energy Management System）※14 の導入 |
| 公用車 | ・公用車の電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車の導入 |
| 熱源 | ・業務用コージェネレーション※15 など、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新<br>・ポンプ台数制御システム※16 の導入 |
| 空調 | ・空調対象範囲の細分化<br>・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新<br>・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入 |
| 受変電 | ・エネルギー損失の少ない変圧器への更新<br>・デマンド制御※17 の導入（ピーク電力の削減） |
| 照明 | ・照明対象範囲の細分化<br>・LED 照明など高効率ランプへの更新<br>・人感センサー又は調光機能を持つ照明の導入 |

## ❺ 再生可能エネルギーを活用します

「茅ヶ崎市が保有する公共施設の再整備における一次エネルギー消費性能及び太陽光発電設備の設置に関する基本的な考え方」において、新築、改築、増築工事及び太陽光発電設備を設置する箇所を含む大規模な改修工事を対象に、太陽光発電設備を設置します。その中で、

茅ヶ崎市公共施設等相当管理計画の基本方針で示す目標耐用年数が、太陽光発電設備設置後17年以上あるものを適用範囲とします。

また「茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針」において、高圧で受電する施設の電力調達は、再エネ比率100%電力とします。低圧で受電する施設の電力調達についても、順次再エネ比率100%電力への切り替えを検討します。自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。

## （2）削減目標達成に向けた推進体制

本計画の推進及び進行管理は、C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）をツールとして活用しながら実施します。

### 【エコオフィス行動ルール】※令和9(2027)年4月改訂

#### A. エネルギー消費量の削減

| 項目 | 行動ルール |
|---|---|
| 空調 | 室温は次の温度が目安になるよう、空調温度を設定します。<br>夏季(冷房時)25～28度　冬季(暖房時)18～22℃ |
| | 窓の開閉、カーテンやブラインドの活用等により、室温を適正に管理します。 |
| | 換気機能を持つ冷暖房設備や機械換気設備が設置されていない部屋の場合は、毎時2回以上(30分に1回以上)、数分間程度、窓を全開にします。空気の流れを作るため、複数の窓やドアがある場合、対角線上に窓やドアを開放するようにします。 |
| | 換気設備として全熱交換器が設置されている場合は、次のように使用します。<br>夏季(冷房時)・冬季(暖房時)…全熱交換換気<br>中間期(春季・秋季)…普通換気 |
| 照明 | 会議室等を利用した後は、必ず空調及び換気のスイッチをオフにします。 |
| | 昼休みは、消灯します(接客カウンター周辺等市民サービスに支障のある場所を除く。)。 |
| OA機器(パソコン、コピー機、複写機、FAX、シュレッダー等)、家電製品(テレビ、給湯ポット等) | 使用していない場所や照明の点灯が必要ない場所は、必ず消灯します。 |
| | 適切な照明の照度に設定します。 |
| | 人感センサーによる点灯時間を短くします。 |
| | パソコンを長時間使用しない時は、機器の電源を切ります(昼休憩時、会議時等)。<br>短時間の離席時は、ノートパソコンのふたを閉じます。 |
| | OA機器の使用後は、節電ボタンを押します。節電モードがある場合は、常に設定します。 |
| | 最終退出者は、OA機器等の電源が切られていることを確認します。 |
| | 一定時間使用しない家電製品は、コンセントから抜きます。 |
| | 家電製品・OA機器等の購入・更新の際は、省エネルギー型製品を選択します。 |
| エレベーター | エレベーター利用を控え、上下3階程度は、階段を利用します。 |
| 公用車 | 徒歩での移動のほか、共用自転車、公共交通機関を優先的に使用します。 |
| | 効率的利用を図ります(走行ルートの合理化、相乗り等)。 |
| | 発進時はふんわりアクセルでやさしく発進し、減速時は早めにアクセルを離します。 |
| | 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。 |
| | 車のエアコンは、適切に使用します。<br>※車のエアコンは車内を冷却・除湿する機能で、暖房はエンジンの廃熱を利用しています(一部の電気自動車などを除く)。暖房時はエアコンスイッチ(A/C)をOFFにし、窓が曇ったときだけONにします。 |

| | |
|---|---|
| その他 | 給湯設備や給湯ポットは、長時間の保温は避け、使用しない時間帯は電源を切ります。 |
| | アロハシャツ等、見た目にも涼しい服装を「ちがさきカジュアルガイドライン」に沿って選択します。 |
| | ノー残業デー実行の徹底、また、事務効率の向上や業務見直しにより定時退庁に努めます。 |

## B. 資源の有効利用及び廃棄物の削減

| 項目 | 行動ルール |
|---|---|
| 水 | 節水に努めます。公共施設利用者にも節水行動を呼びかけます。 |
| | 散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用します。 |
| | 日頃から水漏れの点検を行います。 |
| 紙の利用方法・削減 | ペーパーレス化を推進します。<br>　公文書や契約書等の電子化…紙起案ではなく電子起案を行うほか、契約書締結時に電子契約サービスを利用し契約締結を行う等<br>　庁内外の打合せ・会議等…庁内無線 LAN によるパソコンやテレワーク端末の活用による印刷資料の削減 |
| | 紙で出力する必要のない情報や資料等は、イントラネットの「回覧・レポート」機能、庁内用チャット、電子メールを活用し、電子化して共有します。 |
| | 必要部数を精査し、印刷は必要最低限にとどめます。 |
| | 刊行物等は、必要なものを除き電子版を発行し、市ホームページ等で共有・公開します。 |
| | 印刷前に必ず印刷プレビューで確認し、ミスプリを防止します。 |
| | 印刷は、両面印刷・集約印刷、裏面の利用を基本とします。 |
| | 個人で保有する資料の減量化(電子化)を徹底します。 |
| | 送付文を極力省略する等、事務手続の簡素化に努めます。 |
| 事務用品・備品の使用 | 物品等は、計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。 |
| | 事務用品の共有化及び再利用を図ります。<br>(使用しない備品がある場合は、メール等で全庁に通知し、転活用を推進します。) |
| | 物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 |
| 廃棄物の減量・分別・リサイクル・リユースの推進 | マイバッグや、マイボトル、マイカトラリー等を使用します。 |
| | ファイルや封筒、その他の事務用品は繰り返し使用(リユース)します。 |
| | 生ごみはたい肥化、もしくは分解消滅による減量化に努めます。 |
| | 植木剪定材は、たい肥化もしくはチップ化して活用に努めます。 |
| | 古紙や缶・びん・ペットボトル等の分別排出・リサイクルを徹底します。庁舎等の公共施設利用者にも、ごみの発生抑制・分別を呼びかけます。 |
| | コピー機やプリンターのトナーカートリッジ等、リサイクルの仕組みが確立している製品は、廃棄せずに業者に回収を依頼する等し、リサイクルします。 |
| | 事務機器等の廃棄に際しては、法令に基づき適切に処理します。また、業者へ適正処理を指示し、結果を確認します。(フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法関係等) |
| | イベント等の開催時に飲食販売がある場合は、飲食販売業者に対し、使い捨て容器・カトラリーではなく、再利用可能な容器・カトラリーを選択するよう呼びかけます。 |

## C. 環境配慮契約

| 項目 | 行動ルール |
|---|---|
| グリーン購入 | 市で購入及び使用する物品やサービスの調達に際しては、「茅ヶ崎市グリーン購入基本方針」に基づき、環境配慮物品等の調達に努めます。 |
| | 使い捨て製品は極力購入せず、再利用可能、長期使用可能、かつ廃棄時にはリサイクル可能である製品の優先的な購入に努めます。 |
| | 簡易包装での納品を要請します。 |
| GX 製品調達 | 脱炭素やエネルギー転換に大きく貢献する製品を調達します。 |
| 業者選定 | 電力の調達に際しては、再エネ比率 100%の電力を調達することを基本とします。次いで、「茅ヶ崎市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」に基づき、再エネ電気プランといった温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を行います。<br>事業者選定にあたって提案公募により事業者選定を行う際は、環境配慮に係る観点を設定します(環境配慮型プロポーザルの推進)。 |

| | |
|---|---|
| | _例 公共施設の新築等にあたって、$CO_2$ 吸収型建築資材(コンクリート・木材等)を採用することを明記する等 |

## D. 気候変動適応

| 項目 | 行動ルール |
|---|---|
| 気候変動への適応<br>(熱中症対策) | 暑さ指数(WBGT)及び当日の最高気温を把握し、熱中症に注意します。特に、WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の日に、連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上の実施が見込まれる作業を行う際は、必ず熱中症対策を講じます(労働安全規則に伴う)。 |
| | 夏季は定期的(1 時間に 1 回を目安)に水分・塩分を摂取します。 |
| | 夏季の屋外活動時は帽子をかぶるほか、熱中症対策グッズを活用します。 |
| | 現場作業を監督する職員は、作業を行う他の職員の体調変化に注視するほか、適宜休憩を取らせるなど、現場監督を徹底します。 |
| | 現場作業中は単独での作業を避け、お互いに声を掛け合い、体調を確認し合います。 |
| | 夏季のイベントは、環境省が定める「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等を踏まえて企画します。 |
| | 雨水などの二次利用水で打ち水を行い、気化熱により気温上昇の抑制を図ります。 |
| | グリーンカーテンの育成により、建物の温度上昇抑制を図ります。 |

## E. その他(児童・生徒向け環境への取組:「スクールエコアクション」を包含)

| 取組テーマ | | 活動内容例 |
|---|---|---|
| 省エネルギーの推進 | 照明 | 校内パトロールをして、電気の消し忘れがないか点検します。 |
| | エアコン | 校舎内の温度を下げるために、みどりのカーテンをつくります。<br>室内機のフィルターを掃除します。 |
| | 機器 | 使っていない OA 機器、電化製品は主電源をきり、プラグを抜きます。 |
| | 全般 | 節電シールを貼ったり、環境ポスターをつくったりします。<br>校内放送や全校集会で省エネを呼びかけます。<br>電気使用量のグラフを校内に掲示して、省エネルギーを意識します。 |
| 省資源・4R・廃棄物削減 | 省資源 | 【水】歯磨きのときは、水をコップにためて使います。<br>実験や実習の際に、節水を心掛けます。<br>バケツで雑巾をすすぐことによって、節水します。<br>【紙】裏紙を使ったり、ノートは必要な分だけ書いたり使ったりします。 |
| | 4R・廃棄物削減 | 給食の食べ残しをしないようにします。<br>校内パトロールをして、ごみの分別を点検します。<br>校庭の落ち葉を集めて堆肥にします。 |
| | 全般 | 環境新聞をつくったり、ポスターをつくって掲示したりします。<br>図書委員会で、リサイクルに関する図書の紹介を行います。<br>環境探検隊をつくり、校内の環境問題を調査します。 |
| 自然・緑化 | | 花壇に季節の花を植え、育てます。<br>学校ビオトープをつくったり、ビオトープの生きものを観察したりします。 |
| その他 | 美化・地域、保護者との活動 | 朝の時間に美化活動を行ったり、登校時にごみ拾いを行ったりします。<br>地域清掃への参加や、地域と協力して日頃利用する公園を掃除します。<br>学校だよりに校内のエコ活動を掲載し、活動を校内から家庭に広げます。 |
| 環境学習に関すること | 省エネルギーの推進 | 地球温暖化をテーマとした出前講座を活用し、省エネルギー活動の意識を高めます。 |
| | 省資源・4R・廃棄物削減 | 【水】 流しに捨てた水の行方や世界各国の水事情を調べます。<br>【廃棄物削減】 調理実習でエコクッキングを実施します。<br>ごみ収集車でのごみ収集体験をします。<br>清掃工場やリサイクルセンターを見学します。 |
| | 自然・緑化の推進 | 学校の植栽や、学校周辺の植物や動物を調べます。<br>稲を育てながら、環境への関心を育みます。<br>土の中や水の中の生き物を調べます。<br>生物を環境の関わり合いや、自然愛護と環境保全をテーマに学習します。 |
| 学校における取組の振り返り・共有 | | 学校の実情に応じて取組を振り返り、次の取組につなげます。<br>優良な取組を学校間で共有します。 |
| 情報発信・共有 | | 学校における環境教育・環境配慮行動の取組を共有します。<br>優良な取組を「エコ管理賞」として共有・発信します。 |

# 第２章　C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）を通じた計画の推進

本計画の推進及び進行管理は、「C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）」に定められる手順に則って実施します。

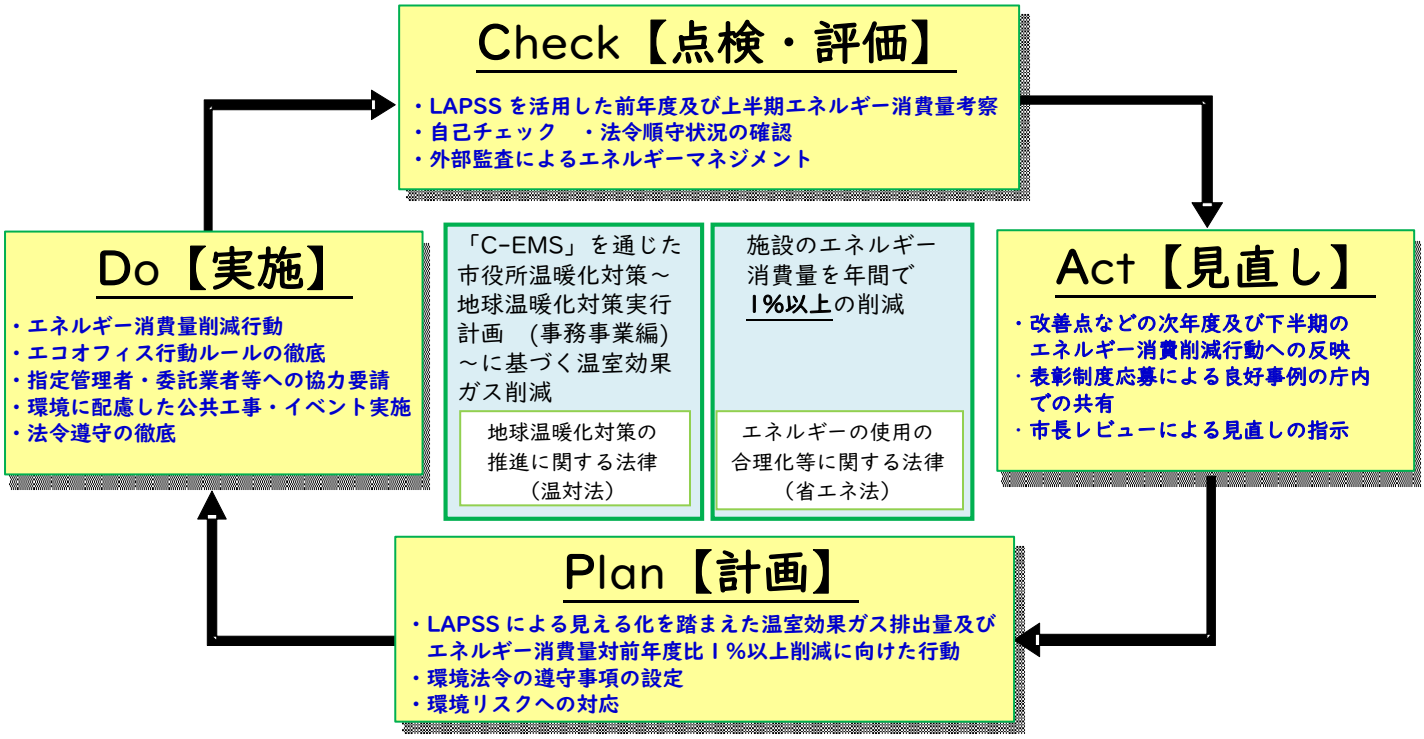
## 1　C-EMS の概要

### （1）C-EMS とは

茅ヶ崎市がその事業活動において、環境に関する方針や目標を定め、達成に向けて取り組んでいくための体制や手続きなどの一連の仕組みを「茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（Chigasaki City Environmental Management System　略称：C-EMS（チームス））」といいます。

C-EMS は、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検）、A（Act：見直し）の PDCA サイクルで構成され、これらを繰り返すことによって取組を継続的に改善し、環境活動の成果を向上していくものです。年度におけるマネジメントの流れを踏まえ、前年度の点検・評価を経て改善の方向を決めてから当該年度の取組を実施するため、「CAPD サイクル」として推進します。

また、計画の見直しに伴い、C-EMS においてエネルギーマネジメントに主眼を置くこととするため、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム※18（以下「LAPSS」という。）を活用し、エネルギー消費量の把握・考察・分析を推進し、改善につなげます。




◆CAPD サイクル◆

## （2）活動方針

活動方針とは、C-EMS で茅ヶ崎市役所が一事業者として目指す基本的な姿勢を市民・事業者の皆さまに向けて市長が表明するものです。気候非常事態宣言を表明した趣旨に鑑み、市役所が率先して環境に配慮した行動を実践することを約束するものです。

C-EMS 活動方針（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム活動方針）とは
C-EMS（チームス）で茅ヶ崎市役所が目指す基本的な姿勢を市民・事業者の皆さまに向けて
市長が表明するもので、市役所が率先して環境に配慮した行動を実践することを約束するものです。

# C－EMS活動方針

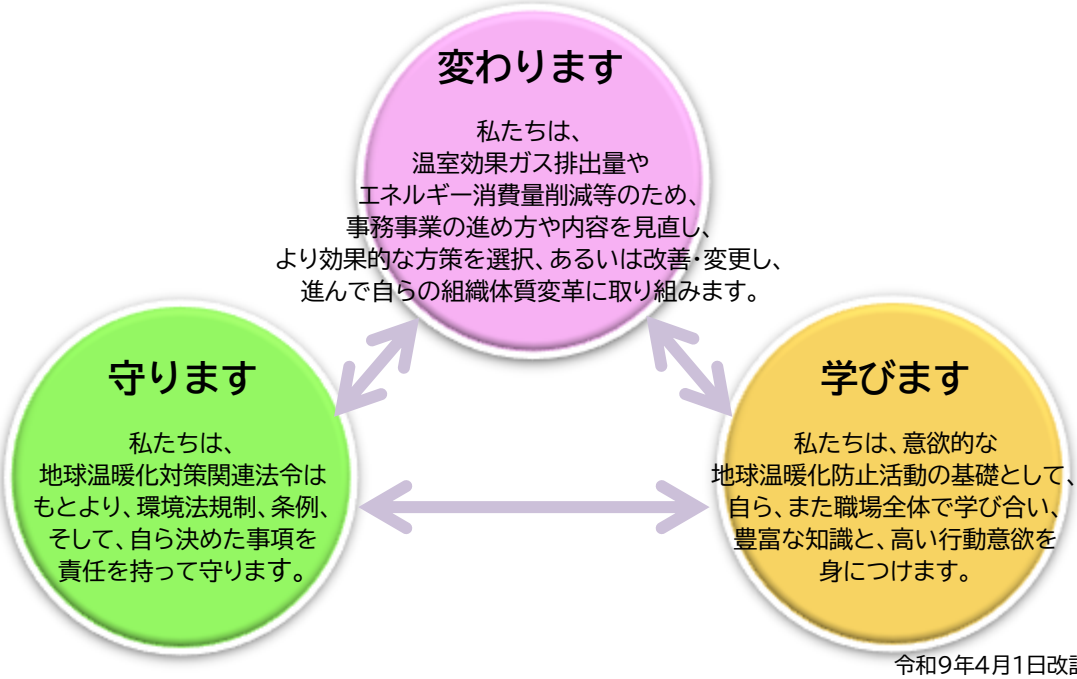
### ～　私たちは、目指します　～

美しい海・きれいな空気・おだやかな四季

この恵み豊かな環境を将来の世代に
引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。
気候非常事態宣言を表明した趣旨に鑑み
茅ヶ崎市は、一事業者として環境法令等を遵守し、
自らの事業活動における
環境負荷の低減、環境汚染の予防に率先して取り組み
市民・事業者の皆さまとのパートナーシップのもと、
豊かな環境が保たれた「持続可能な社会」の実現を目指し、
一丸となって取り組みます。

### ～　３つの行動　～

わたしたち職員は、
目指す茅ヶ崎市の姿の実現のため、
「守る」「学ぶ」「変わる」3つの行動を実践します。
そして、活動成果を広く一般に公開し、地域への説明責任を果たします。




令和9年4月1日改訂
茅ヶ崎市長

## （3）目的と対象活動

C-EMS は、本計画の推進及び進行管理を目的として運用します。

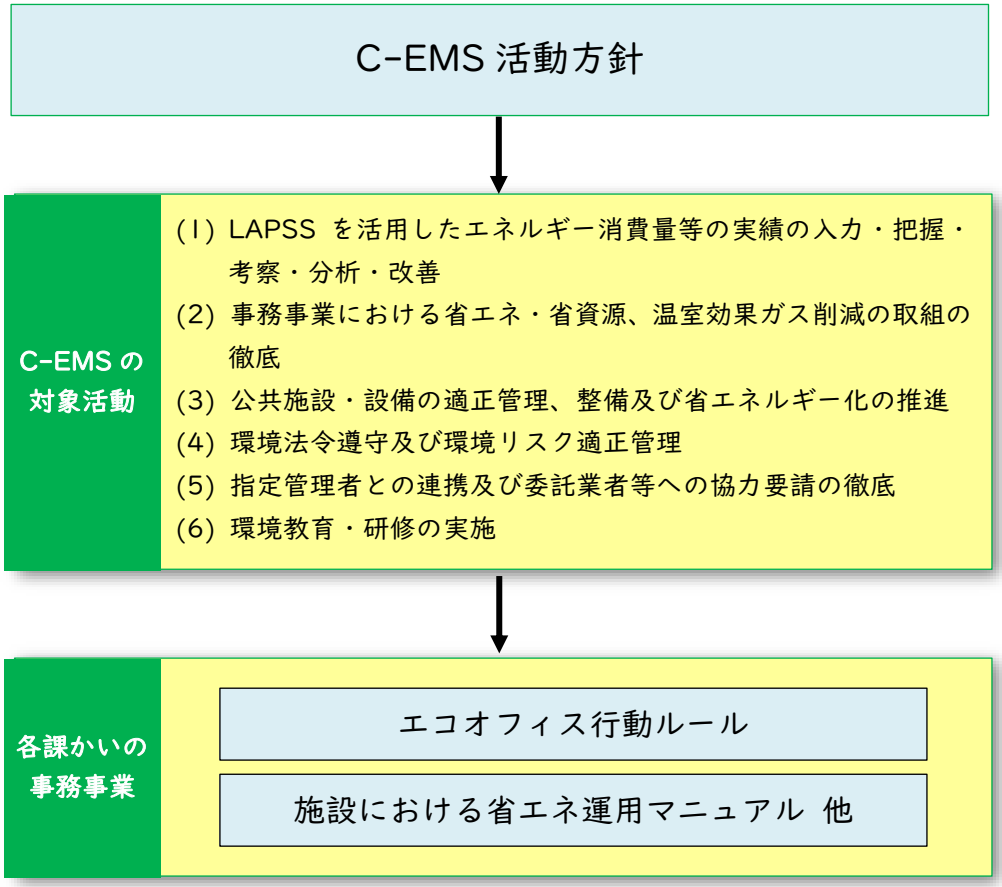
対象とする活動は、本計画で対象としている温室効果ガス排出量の削減に加え、適用される様々な環境法令の遵守なども含めた次の６つです。

【C-EMS の対象活動】

ア　LAPSSによるエネルギー消費量等の実績の入力･把握･考察･分析･改善
イ　事務事業における省エネ･省資源、温室効果ガス削減の取組の徹底
ウ　公共施設･設備の適正管理、整備及び省エネルギー化の推進
エ　環境法令遵守及び環境リスク適正管理
オ　指定管理者との連携及び委託業者等への協力要請の徹底
カ　環境教育･研修の実施

## （4）対象範囲

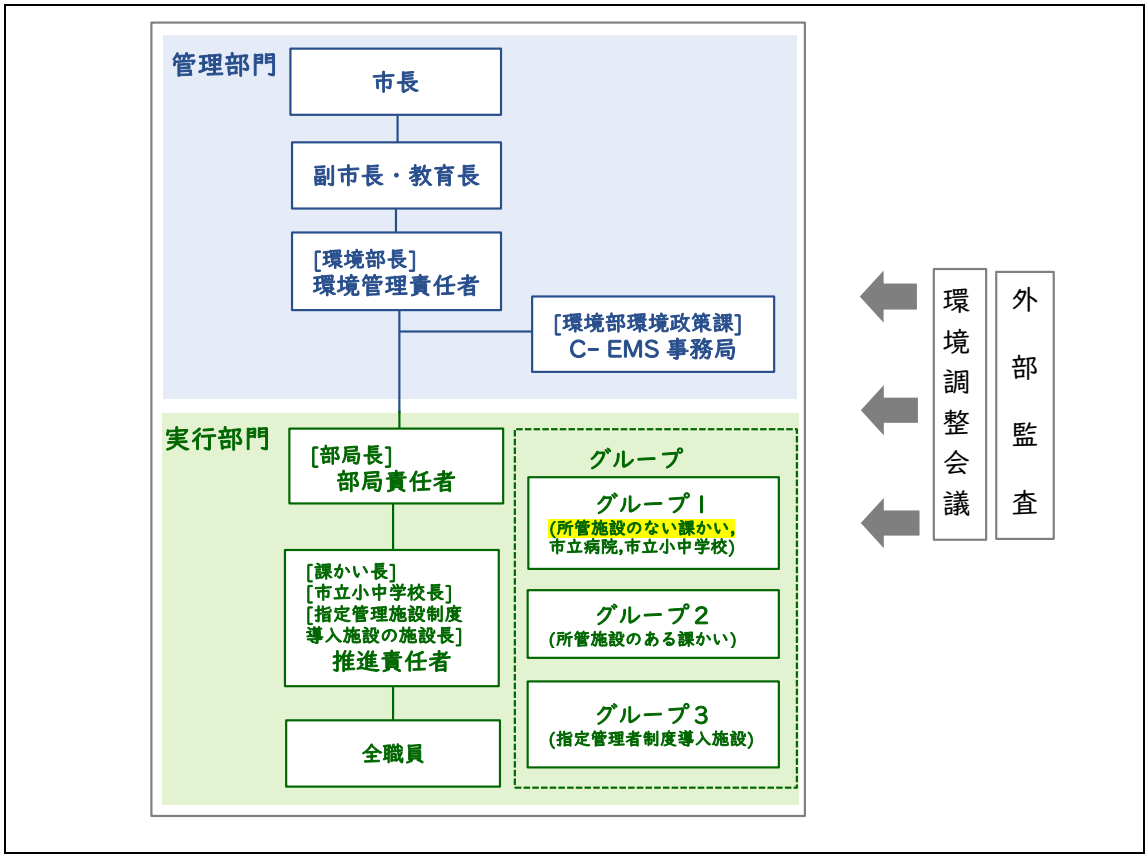
C-EMS の対象範囲は、本計画の対象範囲と同様に、市が所管するすべての公共施設における事務事業に関わる職員の行動です。また、学校での環境活動（スクールエコアクション）を継続的に実践し、児童・生徒の環境意識を育みます。



## （5）推進体制

### ア　組織体制

C－EMS は、次のように課かい・施設ごとの事務事業の性質によって３つのグループに分け、それぞれに応じた取組を展開します。加えて、計画の中間見直しに伴い、よりエネルギー消費量に主眼を置いたマネジメントを実施します。




| グループ | 対象 | 概要 |
|---|---|---|
| 1 | 課かい、市立病院及び市立小中学校 | ・主に職場（庁舎など）における省エネルギー・省資源活動を中心に取り組む<br>・市立病院は、省エネ法の中長期計画書に基づく運用管理を実施するとともに、独自の枠組みによって環境活動を推進する<br>・市立小中学校は、環境活動（スクールエコアクション）を推進して児童・生徒の環境意識を育む。 また、環境法令の遵守を徹底する<br>・さらに、エネルギー消費量の把握を行い、省エネルギー化を図る（事務局への報告は、教育総務課及び学務課が実施） |
| 2 | 所管施設のある課かい | ・すべての市の管理施設 （無人施設を含む）が対象<br>・職場の省エネルギー・省資源活動に取り組む<br>・施設設備のエネルギー消費量の削減や環境法令の遵守を徹底する |
| 3 | 指定管理者制度導入施設 | ・所管課かいと連携して職場の省エネルギー・省資源活動に取り組む<br>・環境法令の遵守を徹底する<br>・エネルギー消費量の把握を行い、省エネルギー化を図る（事務局への報告は、所管課かいが実施） |

## イ 役割

C－EMS は、次の役割に基づき本計画を推進します。

| C-EMS での役職名 | 役職等 | 役割 |
|---|---|---|
| 【管理部門】 | | |
| 市長 | | ・C-EMS を通じた地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標等に係る総括、見直し指示 |
| 副市長 | | ・市長部局全体の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の統括 |
| 教育長 | | ・教育委員会全体の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の統括 |
| 環境管理責任者 | 環境部長 | ・C-EMS の運用及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理 |
| C-EMS 事務局 | 環境部環境政策課<br>事務局長：<br>環境政策課長 | ・C-EMS の運用及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理にかかる庶務<br>・全体の目標達成状況の把握<br>・全体の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の集計<br>・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に係る取組状況等調査<br>・各課かいへの助言、伴走支援<br>・職員に対する意識醸成、啓発<br>・取組実績の公表 |
| 【実行部門】 | | |
| 部局責任者 | 部局長 | ・部局における C-EMS の運用管理<br>・部局のエネルギー消費量の総括、所管課かいへのエネルギー消費量削減行動徹底の指示<br>・部局の取組成果の環境管理責任者への報告 |
| 推進責任者 | 課かい長<br>市立小中学校長<br>指定管理制度<br>導入施設の施設長 | ・所属におけるエコオフィス行動ルールの推進<br>・環境法令の調査及び遵守状況の把握<br>・施設のエネルギー消費量の把握<br>・所属職員に対する環境教育の実施<br>・表彰制度への応募 |
| 全職員 | | ・C-EMS に定める取組の実行<br>・エコオフィス行動ルールの徹底<br>・研修等への受講、環境学習の実施<br>・自己チェックの実施 |

### （ア）環境調整会議

茅ヶ崎市環境基本条例第 11 条各号に規定されている事項について、必要な連絡調整を行うため、会長を環境部長、副会長を環境部環境政策課長として開催する会議です。Ｃ－ＥＭＳの運用、本計画の進行管理や環境施策の一体的な推進を図ります。

### （イ）事務局ヒアリング

エネルギー消費量の増加が著しく認められる場合や、環境法令の遵守状況を確認する中で、適宜各課かいに対してヒアリングを実施します。ヒアリングを実施する場合は、実施結果を環境調整会議で報告します。

(ｳ) 外部監査(エネルギーマネジメント支援)

エネルギーマネジメントに主眼を置いた C-EMS の有効性の向上及び外部への透明性の確保を目的に、エネルギーに着目した外部機関による監査とし、マネジメント支援に基づきエネルギー消費量削減に向けて実装します。

## (6) 年間スケジュール

C-EMS の運用は、PDCA サイクルで構成されています。C-EMS を通じた本計画の推進にあたり、年度の進行管理に際して CAPD (Check：点検 → Act：見直し → Plan：計画 → Do：実行) サイクルで回していきます。継続的に前年度の状況を踏まえ、当該年度における環境活動の改善を図ります。また、当該年度中は、下半期に上半期の状況を振り返り、エネルギー消費量に留意しながら環境活動の改善を図ります。

年間を通じた取組の流れは、概ね次のとおりです。

| 時期 (目安) | PDCA | | | | 実施事項 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 通年 | | D | | | 「エコオフィス行動ルール」等に沿った取組の徹底 | 本計画 P10-12 |
| | | | | | 環境に配慮した施設運営の推進 | 施設における省エネ運用マニュアル |
| | | | | | 環境法令の遵守徹底 | 法規制等調査確認表 |
| | | | C | | エネルギー消費量の把握・考察・分析・報告(毎月) | LAPSS |
| | | | | | 事務局ヒアリング | 適宜事務局より実施 |
| | | | | | 外部監査(エネルギーマネジメント支援) | 適宜外部機関により実施 |
| | | | | | 職員研修 | 適宜事務局より提供 |
| 4 月 | | | C | A | 前年度のエネルギー消費量の把握・考察・分析・報告 | LAPSS |
| | | | | | 部局責任者によるエネルギー消費量の総括 | － |
| 5 月 | | | | A | 環境調整会議 | 前年度振り返り |
| | | | | | 市長レビュー | 事務局にて実施 |
| | P | | | | エネルギー消費量削減行動検討 | － |
| | | | | | 環境法令の遵守事項の調査 | 法規制等調査確認表 |
| | | D | | | 推進責任者研修 | 事務局より提供 |
| | | | | | 取組目標設定研修・法令遵守確認研修 | 法規制等調査確認表 |
| 6 月 | | | C | | 前年度の取組結果の公表(C-EMS 事務局) | － |
| 10 月 | | | C | | 自己チェック | |
| | | | | | 上半期のエネルギー消費量の把握・考察・分析・報告 | LAPSS |
| 11月 | | | C | | 部局責任者によるエネルギー消費量の総括 | － |
| | | | | A | 環境調整会議 | 上半期振り返り |
| | P | D | | | エネルギー消費量削減行動検討・実装 | |
| | | | C | | 優良な取組の照会 | |
| 3月 | | | | A | 優良な取組の水平展開(C-EMS 事務局) | － |

# 2 C-EMS の進め方

## （1）点検（Check）

点検（Check）で実施すべき事項は、次のとおりです。

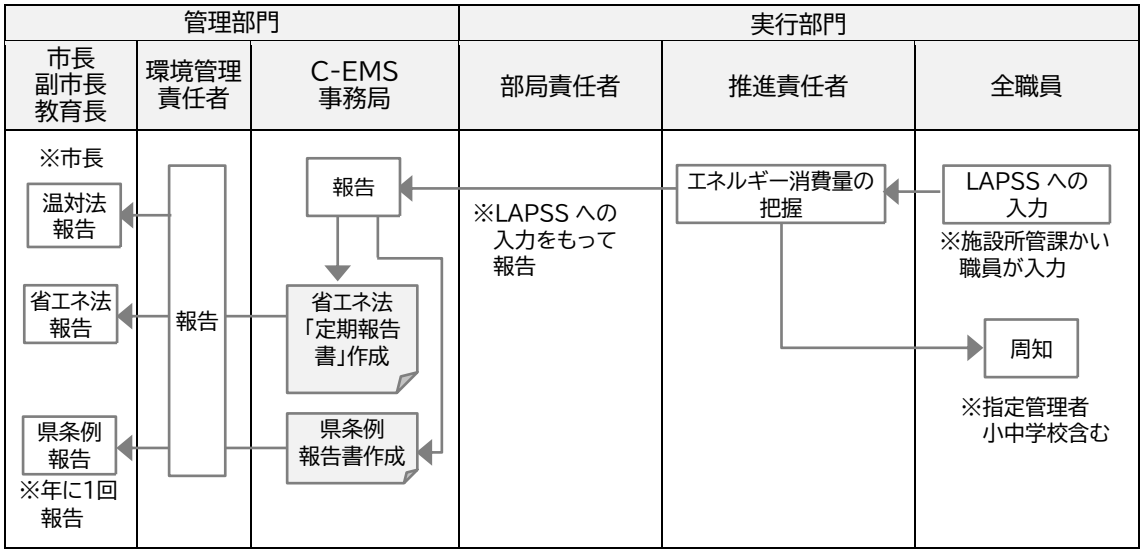
| 段階 | 実施事項 | 備考 |
|---|---|---|
| Check<br>点検 | ア エネルギー消費量の入力･把握･考察･分析･報告 | LAPSS |
| | イ 法令遵守状況の確認 | 法規制等調査確認表 |
| | ウ 事務局ヒアリング | |
| | エ 自己チェック･書面研修 | 電子申請等<br>庁内LANを利用 |
| | オ 推進責任者によるエネルギー消費量の把握 | |
| | カ 部局責任者によるエネルギー消費量の総括 | |

### ア エネルギー消費量の入力･把握･考察･分析･報告（毎月）

・推進責任者は、電気やガスなどの使用量を収集し、「LAPSS」に入力します。エネルギー消費量を入力するとグラフが自動的に作成され、省エネルギーに取り組んだ成果を「見える化」できます。このグラフ等を活用して、職場研修やミーティングなどで役立てることができます。

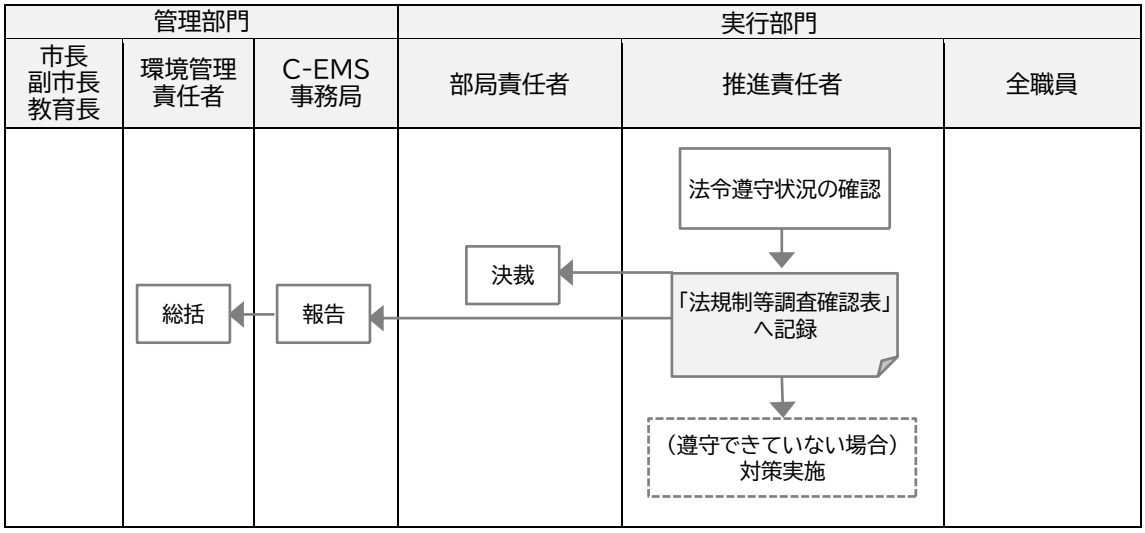
・小中学校は教育総務課、給食調理場は学務課の推進責任者が上記を実施し、各校へフィードバックします。

・指定管理者制度導入施設は、所管課かいの推進責任者が上記を実施し、各施設へフィードバックします。



## イ 法令遵守状況の確認（4 月）

・推進責任者は、環境法令の遵守事項（P26）で調査した環境法令について、年度当初にその遵守状況を確認して「法規制等調査確認表」に記載し、部局責任者へ報告します。なお、「法規制等調査確認表」の作成対象ではない環境法令の適用がある場合、それらについても遵守状況の確認を行います（報告は不要）。
・法令の遵守状況について不備がある場合は、即座に対応を実施します。
・市立病院は、独自の枠組みにより実施します。
・小中学校は教育総務課（施設所管課）、給食調理場に関わるものは学務課（施設所管課）が各校へ確認し、上記を実施します。
・指定管理者制度導入施設は、施設を所管する課かいの推進責任者へ報告します。




## ウ 事務局ヒアリング（適宜）

・事務局は、P6 に掲げる削減目標に向けて、特にエネルギー消費量に主眼を置いた進行管理に際して、適宜、施設所管課などへヒアリングを実施します。
・各課かいから報告される「法規制等調査確認表」の「環境法令への確認表」を受けて、適宜、施設を訪問して現場確認などのヒアリングを実施します。

①事務局ヒアリングの対象

・各課かいが LAPSS に入力した電気やガスなどの使用量を分析するにあたり、エネルギー消費量が前月比や前年度比で著しく増加している施設所管課にヒアリングを実施します。
・新築建築物について、環境法令を確実に遵守しているか「環境法令の確認表」に該当する法令に関する現地確認をし、施設所管課にヒアリングを実施します。
・法令の遵守状況について不備があった場合は、当該施設所管課にヒアリングを実施します。

②事務局ヒアリング結果の報告

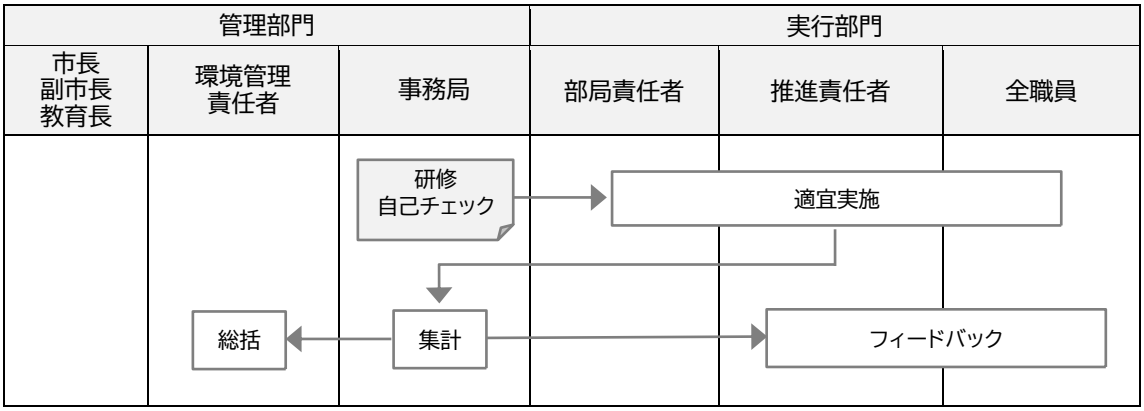
・環境調整会議を開催し、ヒアリング結果を報告します。

## エ 外部監査(エネルギーマネージメント支援)(適宜)

・エネルギーマネジメントに主眼を置いた C-EMS の有効性の向上及び外部への透明性の確保を目的に、エネルギーに着目した外部機関による監査とし、エネルギーマネジメント支援に基づきエネルギー消費量削減に向けて実装します。
・エネルギー削減ポテンシャルと省エネルギー施策の削減効果を分析し、エネルギーマネジメントに関する具体的な提案を受けます。
・管理部門向けにエネルギーマネジメント支援に関する報告資料受領し、庁内に展開します。

## オ 職員研修(5 月・適宜)

・C-EMS 事務局は、職員一人一人の環境活動の取組状況を把握するために、グループⅠ～３の職員を対象にインターネット環境等による研修及び自己チェックを実施します。
・研修等の集計結果は、環境調整会議等へ報告します。また、推進責任者へもフィードバックし、各課かいにおける下半期や次年度の環境活動のための検討材料とします。

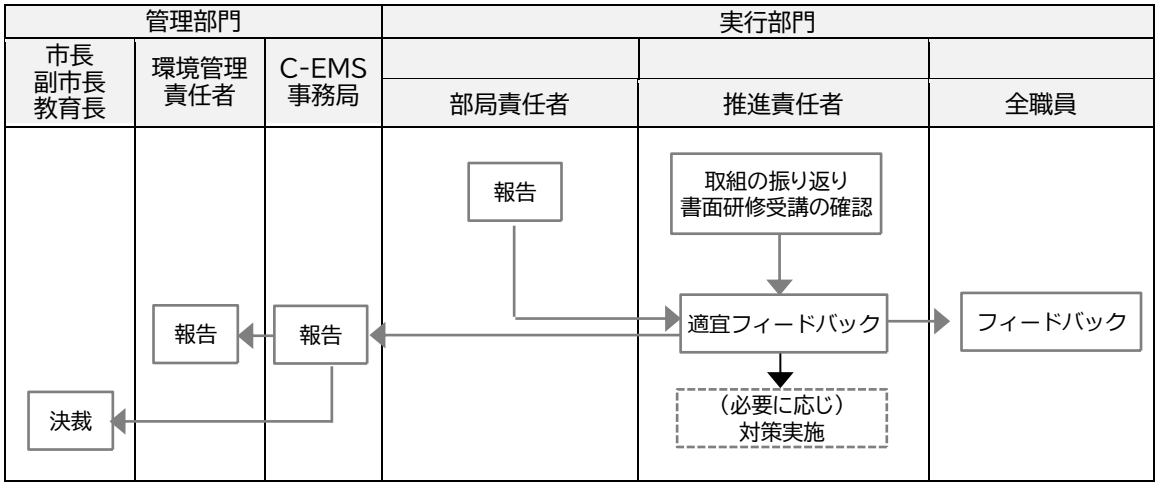



## カ 推進責任者によるエネルギー消費量に関する振り返り・報告(4～5月)

・推進責任者は書面研修をとおして、削減目標達成に向けた５つの取組宣言やエコオフィス行動ルールに基づき、グループ Ⅰ から ３ における年間のエネルギー消費量について振り返ります。
・職員の書面研修実施状況を確認するとともに、部局責任者にエネルギー消費量の状況を報告のうえ、その結果を事務局へ報告します。

## キ 部局責任者によるエネルギー消費量の総括(4～5月)

・部局責任者は、部局内の環境活動について推進責任者からの報告を受け、現状を把握するとともに、適宜エネルギー消費量の削減に向けた指示を行います。
・市立病院は、独自の枠組みにより実施します。




## （2）見直し（Act）

見直し（Act）で実施すべき事項は、次のとおりです。

| 段階 | 実施事項 | 備考 |
|---|---|---|
| Act<br>見直し | ア　エネルギー消費量の考察結果に基づく見直し | |
| | イ　表彰制度への応募 | エコ管理賞 |
| | ウ　環境調整会議での共有 | |
| | エ　理事者（市長・副市長・教育長）への報告 | |

### ア エネルギー消費量の考察結果等に基づく見直し

・推進責任者は、LAPSS 等によるエネルギー消費量の考察結果に基づき、所属する職員とともにエネルギー消費量を削減するための方策を検討します。
・推進責任者は、書面研修等による振り返りの際に発見された問題点について、所属する職員とともに創意工夫のうえ解決策を検討し、行動変容を促します。
・推進責任者は、自己チェックや書面研修のフィードバック結果に基づき、所属の環境活動をより充実させます。

### イ 表彰制度への応募

・各課かい、小中学校及び指定管理者制度導入施設は、取り組んだ創意工夫について「エコ管理賞」に応募できます。
・応募された創意工夫は、C-EMS 事務局が組織全体へ共有し、水平展開を図ります。

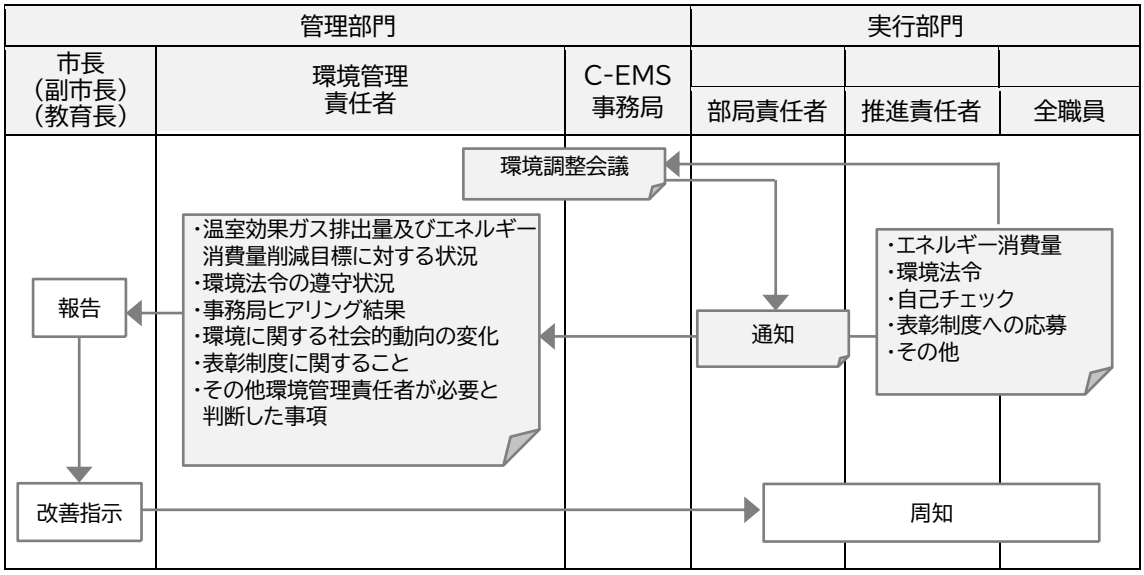
※P30 参照

### ウ 環境調整会議での共有（5～6 月、10～11 月）

・前年度のエネルギー消費量の結果を共有し、全庁的なエネルギー消費量削減に向けた意識を高めます。
・前年度のエコ管理賞の応募状況を共有し、理事者へ諮る前に各賞の候補の選考について、必要に応じて意見交換します。
・当該年度上半期のエネルギー消費量の結果を共有し、下半期の全庁的なエネルギー消費量削減に向けた取組につなげます。
・事務局ヒアリングを行った場合は、ヒアリング結果を共有します。

### エ 理事者（市長・副市長・教育長）への報告（5～6 月）

・環境管理責任者より、環境調整会議を踏まえ、市長、副市長及び教育長へ全庁的なエネルギー消費量の状況等を報告します。
・市長は、環境管理責任者の報告を踏まえ、C-EMS の運用に改善の必要があると判断する場合は、必要な指示を行います。
　①温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量削減目標に対する状況
　②環境法令の遵守状況
　③事務局ヒアリング結果
　④環境に関する社会的動向の変化
　⑤表彰制度に関すること
　⑥その他環境管理責任者が必要と判断した事項
・C-EMS 事務局より、エコ管理賞候補の選考結果を市長に諮り、市長は選考された中から賞にふさわしい取組を行った実施機関等を決定します。
・環境管理責任者は、市長の指示事項について全職員へ周知します。



## （3）計画(Plan)

計画（Plan）で実施すべき事項は、次の３つです。

| 段階 | 実施事項 | 備考 |
|---|---|---|
| Plan<br>計画 | ア　エネルギー消費量削減行動の検討 | － |
| | イ　環境法令の遵守事項の調査 | 法規制等調査確認表 |
| | 【参考】環境リスクへの対応 | 茅ヶ崎市危機管理指針 |

C-EMS において進行管理を行う取組の全体像は、次のとおりです。

### ①　全庁目標及び各課かい目標

本計画の削減目標（P8 参照。以下、「全庁目標」という。）を踏まえ、エネルギー消費量の全庁目標を踏襲し、**各課かいにおいて対前年度比で１%以上削減**を目標とし、達成に向けて取り組みます。

**【全庁目標】**(本計画の削減目標:P6 再掲)

**温室効果ガス排出量**

令和 12(2030)年度までに、基準年度比で約 65%削減

**エネルギー消費量**

毎年度、対前年度比で 1%以上削減

### ②　目標を達成するための取組

上記の目標を達成するために、次の取組を推進し、進捗状況を管理します。

・エネルギー消費量削減行動

・エコオフィス行動ルール（P11～13 参照）

・施設における省エネ運用マニュアルに基づく活動

### ③　その他の取組

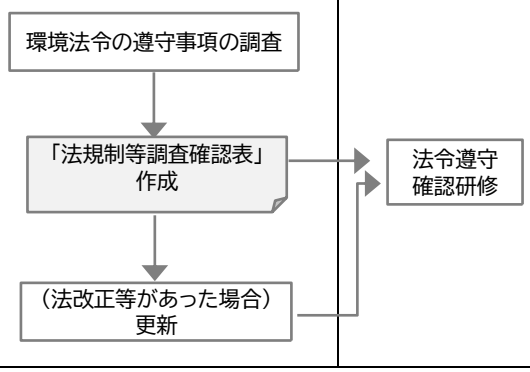
環境法令の遵守管理

### ア エネルギー消費量削減行動の検討（5 月）

・推進責任者が中心となり、全庁目標に基づきエネルギー消費量を削減するために、課かいごとに各職員が意見を出し合いながら具体的な実装を検討します。
・推進責任者が中心となり、全庁目標に基づき温室効果ガス排出量を削減するために、省エネルギー化の推進に加えて所管施設について、再生可能エネルギー100％電力への切替やカーボンニュートラルガス導入等の検討を行います。
・市立病院は、独自の枠組みにより実施内容を検討します。
・小中学校は、「エコオフィス行動ルール」に基づき行動します。

### イ 環境法令の遵守事項の調査（5 月）

・推進責任者は、所属の事務事業に適用される環境法令があるかを「法規制等調査確認表」の「環境法令への該当チェック表」で確認します。該当がある場合は、具体的な遵守事項を「法規制等調査確認表」にまとめます。なお、「環境法令への該当チェック表」に掲載されている法令は、あくまでも公共施設における代表的なものであるため、事業内容や所有している施設・設備等によっては他の環境法令も該当する可能性があります。それらについては、各課かいにおいて適切に遵守管理を行ってください。
・「法規制等調査確認表」は、所属で責任を持って管理し、法改正等があった場合は推進責任者が内容を更新します。
・市立病院は、独自の枠組みにより実施します。
・小中学校は教育総務課（施設所管課）、給食調理場に関わるものは学務課（施設所管課）の推進責任者が各小中学校から情報収集して作成し、その内容を各校と共有します。
・指定管理者導入施設は、作成した「法規制等調査確認表」を所管する課かいの推進責任者へ報告します。改正等により更新した場合は、その都度報告します。

<table>
<tr><th colspan="3">管理部門</th><th colspan="3">実行部門</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市長<br>副市長<br>教育長</td><td rowspan="2">環境管理<br>責任者</td><td rowspan="2">C-EMS<br>事務局</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>部局責任者</td><td>推進責任者</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
</td><td></td></tr>
</table>

### 【参考】環境リスクへの対応

・環境活動に取り組む上で、環境リスクの高い緊急事態が想定される場合及び緊急事態発生時は、「茅ヶ崎市危機管理指針」に基づき対応します。
・緊急事態発生時に滞りなく対応できるよう、同指針に基づき作成した対応手順について、あらかじめ課内で確認しておきます。

想定される環境リスク(一例)

| 環境リスク | 想定される緊急事態 |
|---|---|
| 火災 | • 庁舎内で何らかの原因で火災が発生した<br>• 敷地内で何らかの原因で火災が発生した |
| 灯油等燃料の漏えい | • 業者が敷地内で燃料の補給をする際に、人為的ミス等により、敷地内に燃料が流出し、土壌に浸透、あるいは水系に流出した<br>• 災害等により保管している燃料等の保管設備が壊れる等により燃料等が流出し、土壌に浸透、あるいは水系に流出した |
| 化学物質の飛散・漏えい | • 保管している有害物質が地震・人為的ミス等により、飛散・漏えいし、人体に付着した、あるいは、敷地内の土壌に浸透、あるいは水系に流出した |

## (2) 実行(Do)

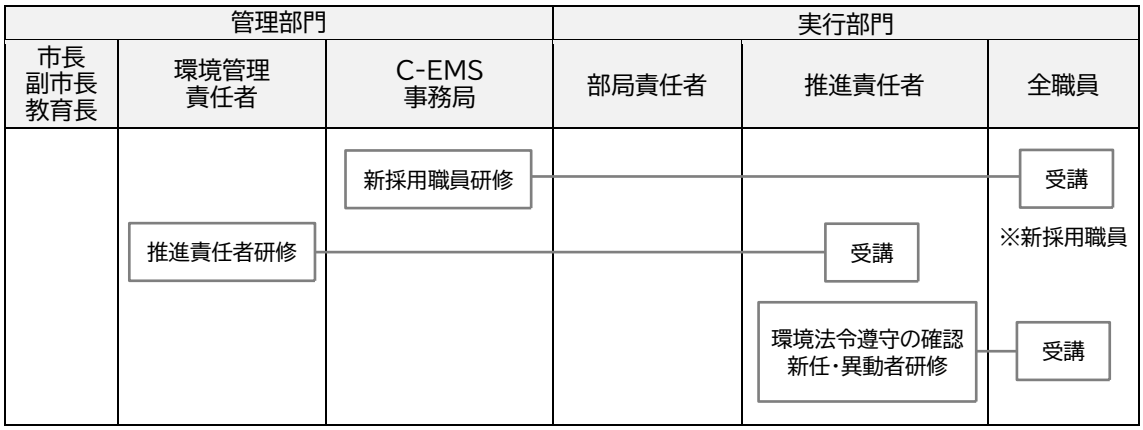
実行段階(Do)で実施すべき事項は、次のとおりです。

| 段階 | 実施事項 | 関連文書・様式 |
|---|---|---|
| Do<br>実行 | ア 環境教育の実施<br>・推進責任者研修<br>・法令遵守確認研修<br>・新任・異動者研修<br>・新採用職員研修 | C-EMS 事務局提供資料等 |
| | イ エネルギー消費量削減行動の実装<br>・検討したエネルギー消費量削減内容の実装<br>・本計画の「エコオフィス行動ルール」等に基づく活動の推進 | エコオフィス行動ルール<br>(P11～13 参照) |
| | ウ 環境法令の遵守 | 法規制等調査確認表 |
| | エ 環境に配慮した施設運営の推進 | 施設における省エネ運用マニュアル |
| | オ 指定管理者・委託業者等への協力要請の徹底 | − |
| | カ 環境に配慮した公共工事の実施 | 環境に配慮した公共工事実施マニュアル<br>様式A・様式 B |
| | キ 環境に配慮したイベントの実施 | 環境に配慮したイベント実施マニュアル |

## ア 環境教育の実施

・環境管理責任者及び推進責任者は、年度当初に環境法令を遵守しているか確認を行うほか、法改正や職員の異動があった時など、必要に応じて研修等の環境教育を行います。また、すべての職員は環境教育を定期的に受けます。
・市立病院は、独自の枠組みにより実施します。
・小中学校は、平成 22 年 3 月より運用している「スクールエコアクション」に基づき実施し、C-EMS 本体に包含後もマネジメントシステムの枠組みにより実施します。
・指定管理者制度導入施設は、施設所管課からの情報共有などに基づき、独自の枠組みにより実施することに努めます。

| 研修等名称 | | 概要 | 実施責任者 | 対象者 | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 推進責任者研修 | | 所属における環境活動を管理する立場として必要な知識を学ぶ | 環境管理責任者 | 推進責任者 | 5 月 |
| 課内研修 | 新任・異動者研修 | C-EMS の概要と所属における取組目標について学ぶ | 推進責任者 | 新採用職員・異動者 | 適宜 |
| | 環境法令遵守の確認 | 所属で遵守すべき法令の内容について学ぶ | 推進責任者 | 各課かい職員 | 5 月<br>法改正時 |
| | 新採用職員研修 | 本計画及び C-EMS の概要やエコオフィス行動ルールを学ぶ | C-EMS 事務局（環境政策課） | 新採用職員 | 適宜 |




## イ エネルギー消費量削減行動の実装

・全庁目標に基づき、エネルギー消費量を削減するために、課かいごとに検討したことを実装します。
・本計画のエコオフィス行動ルール等に基づき、全職員で取組を実行します。
・「施設における省エネ運用マニュアル」に基づき施設で使用するエネルギー消費量の削減に努めます。
・市立病院は、独自の枠組みにおいて作成した計画に基づき取組を実行します。
・小中学校は、「エコオフィス行動ルール」に基づき取組を推進します。
・指定管理者導入施設は、所管課かいと連携し「エコオフィス行動ルール」の推進と施設の省エネ活動を実施します。

### ウ 環境法令の遵守

「イ 環境法令の遵守事項の調査（P25）」で調査した環境法令について、確実に遵守します。推進責任者は、業務内容や体制を必要に応じて整備します。

また、法改正等について適宜情報収集し、必要に応じて職場研修を行います。

### エ 環境に配慮した施設運営の推進

施設の運営にあたっては、省エネルギーや省資源など、その特性や状況に応じて環境に配慮しながら適切に管理・運用します。必要に応じて、利用者や施設に出入りする事業者へも協力を依頼します。

省エネのための設備の具体的な運用方法については、「施設における省エネ運用マニュアル」を参考にします。

### オ 指定管理者、委託業者等への協力要請の徹底

取組を推進するうえで、委託業者等に対し、契約書・仕様書・通知等の方法で協力を要請することを徹底します。

また、所管施設の管理者へ C-EMS の取組の推進を要請することを徹底します。

### カ 環境に配慮した公共工事の実施

公共工事の際は、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」に基づき、環境負荷の少ない工事の計画・施工管理に努めます。

また、公共工事の発注にあたっては、契約書・仕様書等で工事における環境配慮を規定するとともに、事業者との打合せの際に、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」を説明のうえ、励行を依頼します。

### キ 環境に配慮したイベントの実施

イベントを実施する際は、「環境に配慮したイベント実施マニュアル」を参考に、廃棄物の削減や市民への普及啓発等、環境に配慮して実施します。

## 3 優良な取組の水平展開

C-EMS では、優良な取組を周知し、水平展開することで、C-EMS 対象組織全体の取組の活性化を図ることを目的とします。

## （1）表彰制度

### ア 表彰制度の目的

C－EMS における表彰制度は、「茅ヶ崎市環境への優良な取組に対する表彰に関する要領」で規定されており、優良な取組を評価し表彰することで、市役所全体の環境への取組を活性化させることをねらいとしています。

### イ 表彰の対象となる取組とは

次のような取組で、他組織の模範となる優れた取組が表彰の対象となります。

- 環境に配慮した取組で環境負荷の低減効果が大きいもの
- 環境に配慮した取組で事務事業の効率化や、経費の削減等に優れた効果があるもの
- 環境に配慮した取組で市民、事業者及び市の活動に活用が期待できるもの
- 設備の運用管理、設備更新等による有効な取組
- その他システムの運用に特に顕著に功績が認められるもの

### ウ 表彰された取組の周知

C-EMS レター、ちがさきエコネット、市ホームページ、インスタグラム等を通じて、広く周知します。

# 第３章　進捗状況の公表

温対法第 21 条第 10 項により、毎年 1 回、温室効果ガス総排出量を含む、本計画における措置及び施策の実施状況を公表することが義務付けられています。本市では、これらについて、C-EMS の取組実績として市のホームページにて公表します。

【公表の内容】

・C-EMS 活動方針
・温室効果ガス総排出量
・施設のエネルギー消費量（分類別）
・C-EMS レター　　など

## 関連文書･様式一覧

＜関連文書＞

① 茅ヶ崎市環境マネジメントシステム要綱
② 施設における省エネ運用マニュアル
③ 環境に配慮した公共工事実施マニュアル
④ 環境に配慮したイベント実施マニュアル
⑤ 茅ヶ崎市環境への優良な取組に対する表彰に関する要領
⑥ 茅ヶ崎市グリーン購入基本方針
⑦ 茅ヶ崎市グリーン購入ガイドライン
⑧ 茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針
⑨ 茅ヶ崎市電力の調達に係る環境配慮実施要綱

＜様式＞

様　式：法規制等調査確認表
　　：（仮称）法規制等調査確認チェックシート
　　：エコ活動シート（小・中学校）
様式 A：環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）
様式 B：環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）

# 参考資料

# 用語集

凡例…用語(※本文中にある注釈数字、用語が記載されているページ)

【あ行】

**エコチューニング事業**(※11、P.9)

「エコチューニング」とは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことで、これにより削減された光熱水費から収益を上げるビジネスモデルをいう。

**SDGs**(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)(※1、P.1)

「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。平成 27(2015)年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。令和 12(2030)年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)な目標となっている。

**エネルギーの使用の合理化等に関する法律**(省エネ法)(※、P.3)

石油危機を契機として昭和 52(1979)年に制定された法律で、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、産業・業務・家庭・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

業務(工場・事務所等)に関わる主な措置は、事業者単位で年間エネルギー消費量の合計が 1,500kl(原油換算)以上である事業者が『特定事業者』に指定され、定期報告書・中長期計画書の提出、エネルギー消費原単位を中長期的に年平均1%以上低減する努力等が求められる。

**温室効果ガス**(※2、P.1)

大気中の二酸化炭素($CO_2$)やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、温対法では、二酸化炭素($CO_2$)、メタン($CH_4$)、一酸化二窒素($N_2O$)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCS)、パーフルオロカーボン類(PFCS)、六ふっ化硫黄($SF_6$)、三ふっ化窒素($NF_3$)の7種類としている。

【か行】

**気候変動**(※5、P.1)

「気候変動」とは、気候変動対策として初の世界全体の取決めである「気候変動に関する国際連合枠組条約」において、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」(環境省ホームページより引用)と定義しており、つまり、人間活動が原因で生じる気候の変化を指しています。一方で、長い歴史の中における太陽の活動や地球の自転軸の変化、火山の噴火などの自然要因によって生じた、自然由来の気候の変化も含めて「気候変動」と呼ぶ場合もあります。

これらの気候変動に対し、「適応」することと「緩和」することも求められています。「適応」では、例えば熱中症予防に努める、衣類やアイテムで体感温度を下げるなどといった行動

**京都議定書**(用語集内)

平成 9(1997)年 12 月、京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」で採択された、気候変動に関する国際連合枠組条約の議定書。ロシアの批准を受けて発効要件を満たし、平成 17(2005)年 2 月に発効。平成 23(2011)年 12 月現在の締約国数は、191 カ国と欧州連合。なお、日本は平成 10(1998)年 4 月 28 日に署名、平成 14(2002)年 6 月 4 日に批准。先進締約国に対し、平成 20(2008)年～平成 24(2012)年の第1約束期間における温室効果ガスの排出量を平成 2(1990)年比で、平均 5.2%(日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など)削減することを義務付けている。

**COOL CHOICE 宣言**(※4、P.1)

「COOL CHOICE(=賢い選択)」とは、パリ協定の世界共通の目標の達成のために、脱炭素社会づくり

に貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことで、この実施に賛同すること。

**コージェネレーション**（※15、P.9）

燃料（天然ガス、石油、LP ガス等）を燃焼させて発電するとともに、その際に生じる廃熱を回収し、冷暖房や給湯などに有効利用するシステム。熱と電気を無駄なく利用できることから、高い総合エネルギー効率が可能となる。

【さ行】

**再エネ比率 100%電力（再エネ電気）**（※18、P.10）

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源とした電力、若しくは環境価値を持つ非化石証書を小売電気事業者が購入し実質再生可能エネルギーを電源とした電力を指す。再エネ比率 100%電力のプランを選択することにより、実質 $CO_2$ 排出量ゼロの電気を使用していることになるため、環境に優しい電気を使用しているといえる。

**次世代型太陽電池**（※13、P.9）

次世代型太陽光電池には、ペロブスカイト太陽電池やカルコパイライト太陽電池が主として挙げられる。これらは、従来のシリコン系太陽電池（太陽光パネル）とは異なり、薄い・軽い・曲げられる特性があることから、耐荷重が小さい屋根や壁面などに設置することができる。その他、次世代型タンデム太陽電池があるが、これは 2 種類の異なる太陽電池を積み重ねて、各太陽電池が得意な波長の光を吸収して、高い発電効率を実現するものである。

**全熱交換機（ロスナイ換気）**（※10、P.8）

室内から排出される空気と外から取り入れる空気の間で熱交換を行い、取り入れる外気の温度を室温に近づけて換気ができる装置。夏季の冷房使用時・冬の暖房使用時に室温への影響を少なく換気できることから、空調エネルギーの削減につながる。空調を使用しない中間期は普通換気の方が省エネとなる。

**ZEB**（※12、P.9）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによってエネルギー消費量を削減し、創エネ（太陽光発電等）によってエネルギーを創出することで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロとすることを目指す。

ZEB には 4 つのランクがあり、ZEB Oriented は延べ床面積が 1 万㎡以上の建物に認証されるランクで、次に ZEB Ready が省エネによりエネルギー消費量を正味 50%以下まで削減する建物に認証されるランク、Nearly ZEB が省エネと創エネでエネルギー消費量を正味 25%以下まで削減する建物に認証されるランク、そして『ZEB』が省エネと創エネでエネルギー消費量を正味ゼロ以下にする建物に認証される最高ランクとなる。

【た行】

**茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画**（※3、P.1）

温対法に定める、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策を網羅的かつ体系的に整備した計画。茅ヶ崎市においては、前計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了することに加え、国内外の社会状況の変化に対応するために、区域施策編については、令和 3（2021）年度を始期とする「茅ヶ崎市環境基本計画」に包含された。

**地球温暖化対策計画**（※9、P.5）

温対法第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28（2016）年に閣議決定された。

**地球温暖化対策の推進に関する法律**（温対法）（※7、P.3）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、平成10（1998）年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

**地方公共団体実行計画策定・管理支援システム（LAPSS）**（※18 、P.15）

地方自治体が地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定・管理するあたり、温室効果ガス総排出量の算定・管理を円滑に運用できるようにするために、環境省が開発・提供している算定システム。

**デマンド制御**（※17、P.9）

「デマンド」とは、30 分単位（毎時ごとの 0 分～30 分、30 分～60 分の 30 分間）の平均使用電力を意味する指標で、1 日の中で 48 回計測される。このデマンド値が、契約電力の基準となり、電気料金に影響する。デマンド制御（デマンドコントロールともいう。）は、電力使用量を管理し、契約電力の上昇を抑える取組である。デマンド制御システムを使用することにより、デマンドの目標値を設定して電気機器を管理し、目標値を超えると予測される際に、アラームや警報等で通知して電気機器の使用を制御することができる。

**【は行】**

**ハイドロフルオロカーボン（HFC）**（※6、P.2）

フロン類の一種であり、一般に「代替フロン」といわれている。代替フロンは塩素を持たないためオゾン層を破壊しないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、温室効果ガスとの一つとして扱われている。

**パリ協定**（用語集内）

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

**BEMS（Building Energy Management System）**（※14、P.9）

Building Energy Management System（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の略称で、ベムスという。ビル内で使用する電力の使用量などを計測し「見える化」するとともに、空調設備や照明設備等を制御できるエネルギー管理システムである。システムで把握したデータを基に、ビルにある設備等を効率よく制御することで、電力使用量やピーク電力を提言することができる。

**ポンプ台数制御システム**（※16、P.9）

熱源搬送ポンプの流量は、夏期、冬期の最大負荷時の空調負荷を満たすよう選定されている場合が多く、低負荷時、夜間などは過剰な冷温水が循環しており、無駄に電力を消費していることになる。

ポンプ台数制御システムとは、各空調機で必要とする冷温水の流量に合わせて、最適な台数で搬送ポンプを運転する自動制御システムであり、低負荷（低流量）時に不要なポンプを停止することで、ポンプ設備のエネルギー消費量や $CO_2$ 排出量の削減を図ることができる。

【参考】

Panasonic ホームページ「デマンドコントロールとは？システムの種類や導入の流れまで解説」（https://solution-cloud.hvac.panasonic.com/hc_blog/what-is-demand-control）（令和 8 年 7 月 23 日閲覧）
関西電力ホームページ「デマンドコントロールシステムの役割とは？導入メリット・デメリットを解説」（https://sol.kepco.jp/useful/aircontrol/w/demakon_system/）（令和 8 年 7 月 23 日閲覧）
神奈川県ホームページ「BEMS 導入のススメ－事業所の省エネ・省コスト化へのみち－」（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f537555.html）（令和 8 年 7 月 23 日閲

覧）
経済産業省省エネルギー庁ホームページ「日本の再エネ拡大の切り札、ペロブスカイト太陽電池とは？（前編）～今までの太陽電池とどう違う？」
（https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/perovskite_solar_cell_01.html）（令和 8 年 7 月 23 日閲覧）神奈川県ホームページ「次世代型太陽電池の普及」
（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/001/perobusukaito.html）（令和 8 年 7 月 23 日閲覧）
環境省ホームページ「再生可能エネルギー導入方法」（https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/04/）（令和 8 年 7 月 23 日閲覧）

## 計画の改定履歴

| 版数 | 策定・改定<br>年 月 日 | 改　定　内　容 |
|---|---|---|
| | 令和3年4月1日 | 策定 |
| | 令和9年4月1日 | 改定<br>令和8年4月の環境基本計画中間見直しの経過を踏まえ、エネルギー消費量の削減に主眼をに置いた C-EMS 制度設計に変更。<br>温室効果ガス排出量削減目標を基準年度比 40%から65%に上方修正 |
| | | |
| | | |